

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第2区分

【発行日】平成22年1月28日(2010.1.28)

【公開番号】特開2001-151701(P2001-151701A)

【公開日】平成13年6月5日(2001.6.5)

【出願番号】特願2000-359325(P2000-359325)

【国際特許分類】

A 6 1 K	45/00	(2006.01)
A 6 1 K	31/7012	(2006.01)
A 6 1 K	31/7016	(2006.01)
A 6 1 K	31/715	(2006.01)
A 6 1 K	31/726	(2006.01)
A 6 1 P	15/00	(2006.01)
A 6 1 P	27/02	(2006.01)
A 6 1 P	31/14	(2006.01)

【F I】

A 6 1 K	45/00
A 6 1 K	31/7012
A 6 1 K	31/7016
A 6 1 K	31/715
A 6 1 K	31/726
A 6 1 P	15/00
A 6 1 P	27/02
A 6 1 P	31/14

【手続補正書】

【提出日】平成21年12月4日(2009.12.4)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】特許請求の範囲

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】 流行性角結膜炎の治療または予防用の医薬組成物であつて、前記組成物は、ウイルスとシアル酸レセプターとの間の相互作用を妨害する物質を含み、前記物質は治療または予防上有効量で存在し、ウイルスとシアル酸レセプターとの間の相互作用を妨害する物質は、シアル化糖類、その類似体、およびそれらの誘導体、グリコサミノグリカン、その類似体、およびそれらの誘導体、シアル酸、硫酸デキストラン、ヘパリン、硫酸ヘパリン、N-グリコリルノイラミン酸、N-アセチルノイラミン酸、コロミン酸、3'N-アセチルノイラミニルN-アセチルラクトースアミン、6'N-アセチルノイラミニルN-アセチルラクトースアミン、N-アセチルノイラミニル-3-フコシルラクトース、N-アセチルノイラミニルラクトース、ムチン、オロソムコイドおよびそれらの混合物もしくは誘導体からなる群より選択されることを特徴とする医薬組成物。

【請求項2】 ウィルスとシアル酸レセプターとの間の相互作用を妨害する物質が、3'N-アセチルノイラミニルN-アセチルラクトースアミン、6'N-アセチルノイラミニルN-アセチルラクトースアミン、N-アセチルノイラミニル-3-フコシルラクトース、N-アセチルノイラミニルラクトースおよびコロミン酸からなる群より選択される、請求項1に記載の医薬組成物。

【請求項3】 ウィルスとシアル酸レセプターとの間の相互作用を妨害する物質が、N-

アセチル - ノイラミニルラクトース、ヘパリンまたはムチンである、請求項 1 に記載の医薬組成物。

【請求項 4】 ウィルスとシアル酸レセプターとの間の相互作用を妨害する物質の、角結膜炎の治療または予防用の医薬組成物の製造における使用であって、前記物質が、シアル酸、硫酸デキストラン、ヘパリン、硫酸ヘパリン、N - グリコリルノイラミン酸、N - アセチルノイラミン酸、コロミン酸、3'N - アセチルノイラミニルN - アセチルラクトースアミン、6'N - アセチルノイラミニルN - アセチルラクトースアミン、N - アセチルノイラミニル - 3 - フコシルラクトース、N - アセチルノイラミニルラクトース、ムチン、オロソムコイド、またはそれらの混合物もしくは誘導体からなる群より選択されることを特徴とする使用。

【請求項 5】 角結膜炎の治療または予防用の医薬組成物の製造におけるヘパリンの使用。

【請求項 6】 角結膜炎の治療または予防用の医薬組成物の製造におけるN - アセチル - ノイラミニルラクトースの使用。

【請求項 7】 角結膜炎の治療または予防用の医薬組成物の製造におけるムチンの使用。

【請求項 8】 角結膜炎の治療または予防用の医薬組成物であって、前記組成物は、多数のウィルス粒子の凝集を引き起こすいくつかの纖維と相互作用しうる多価物質を含み、前記物質は治療または予防上有効量で存在することを特徴とする医薬組成物。